

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、令和3年9月29日付けで行った「請願事項の処理について（令和〇年〇月〇〇日付け決裁）」（以下「本件対象保有個人情報」という。）の部分開示決定については、別表に掲げる部分を不開示としたことは違法なものであることから、取り消した上で当該部分を開示すべきである。

2 審査請求等の経緯

（1）処分の経緯

ア 審査請求人は、埼玉県個人情報保護条例（平成16年埼玉県条例第65号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、令和3年8月2日付けで実施機関に対し、「〇〇〇〇年〇月〇日付（同年〇月〇〇日收受）「請願書」についての処理経過がわかる文書の全て」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

イ 実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、令和3年9月29日付けで本件開示請求について、本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

（2）審査請求の経緯

審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、令和3年11月24日付けで実施機関に対し、本件処分のうち、別紙「請願事項に対する処理方針について」の開示を求める旨の審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

（3）審査の経緯

ア 当審査会は、本件審査請求について、令和4年5月16日付けで、実施機関から条例第42条の規定に基づく諮問を受け、弁明書及び反論書の写しを受領した。

イ 当審査会は、本件審査請求について、令和4年7月25日に実施機関の職員からの意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張はおおむね次のとおりである。

(1) 本件対象保有個人情報のうち、別紙「請願事項に対する処理方針について」の不開示部分は、本件処分の通知書で開示請求人に示したとおり、条例第17条第7号柱書及び同号イに該当している。当該部分を開示することにより「租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」があるため、不開示としたものであり、違法、不当な点はない。

(2) 請求人の主張について

請求人の以下の主張については、次のとおり理由がない。

ア 「細かな部分を抜きにすれば、行政が行う事務又は事業に「悪影響」を与える情報が含まれている部分を除き開示しなければならない」について

条例第17条第7号の柱書では「次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」としている。この文言を、文章を簡潔にするため、あえて短い文言で言い換えるならば、「悪影響」ではなく、たとえば「支障を及ぼすおそれ」とする方が、合理的で適切である。

また、同号のイでも、「正確な事実の把握を困難にするおそれ」、「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定されており、現実の支障発生を要件とせず、その「おそれ」があるものは開示対象から除くことが定められている。

本件処分では、開示することにより今後の滞納整理業務の適正な執行や正確な事実の把握に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号イに該当するとし、不開示としたものであり、適正である。

イ 「職権換価の猶予を行わない理由を開示することによる今後の滞納整理業務の適

正な執行や正確な事実の把握に支障を及ぼすおそれは存在しない。」について

職権による換価の猶予（地方税法15条の5）は、納税者に申請権がない制度である。もし、具体の事例につき決定しないことの判断事由を開示することになれば、要件に合うように装うことも可能となり、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれが生じる。

また、「申請による換価の猶予」と「職権による換価の猶予」の制度を併設する法令の趣旨とも相容れない。

ウ 「換価の猶予延長決定においてはその決定理由が開示されているにもかかわらず、本件部分開示決定においては職権換価の猶予を行わない理由が開示されていないことは整合性を欠くと共に、審査請求人が不服申立てを行う機会を奪うことになる。」について

換価の猶予の延長決定は、「申請による換価の猶予」（法15条の6）の制度として行われ、延長決定に関して不服申立てを行う権利を有する。一方、「職権による換価の猶予」（法15条の5）の制度は、納税者に申請権がなく、あくまで職権で行うものであるため、処分庁の教示もなく、不服申立てを行うことはできない。

こうした地方税法上の制度の違い（処分性の有無、不服申立ての権利の有無）に伴う帰結であり、整合性の問題として捉えるのは相当でない。また、不服申立ての権利が認められていない以上、不服申立ての機会を奪うという主張は当たらない。

(3) その他、本件処分は、条例に基づき適正に行っており、何ら違法、不当な点はない。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、令和〇年〇月〇日付で審査請求人から提出された請願書の処理方針について記載された文書である。

審査請求人は、本件処分のうち、実施機関が開示とした「別紙 請願事項に対する処理方針について」のうち「1について」の(1)、(2)、(3)、(4)欄の各本文（以下「不開示部分1」という。）及び「2について」の本文4行目1文字目から13行目の3文字目まで（以下「不開示部分2」という。）の開示を求めているので、当審

査会は、不開示部分1及び不開示部分2の不開示情報該当性について以下検討する。

(2) 不開示部分の不開示情報該当性について

ア 不開示部分1について

条例第17条第7号イは、開示することにより、「租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」がある情報について不開示情報としている。

実施機関は、開示することにより今後の滞納整理業務の適正な執行や正確な事実の把握に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号イに定める不開示情報に該当すると主張する。当審査会において実施機関の職員から説明を受けたところ、不開示部分1のうち(1)欄及び(2)欄の各本文は職権猶予の判断基準について記載しており、(3)欄及び(4)欄の各本文は(2)欄の補足説明を記載しているとのことである。そして不開示部分1は全体として職権による換価の猶予を行わない理由が記載されており、開示することにより換価の猶予について具体的にどのように判断しているのかが伝わり換価の猶予を受けるために不当に装うことができるとのことである。

しかしながら、当審査会が不開示部分1について見分したところ、当該不開示情報は、単なる事実経過のみが記載されており、その全ては審査請求人が当然に認識している情報であった。実施機関は条例第17条第7号イについて、現実の支障発生を要件とせず、その「おそれ」があるものは開示対象から除くと主張するが、不開示部分1については、事実経過が記載されているにすぎず、審査請求人が職権による換価の猶予を受けるために要件に合うように装うなどの現実の支障発生はもとより、そのおそれも認められない。当該部分は、開示しても租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず条例第17条第7号イには該当しない。

イ 不開示部分2について

不開示部分2は、三段落にわたる記載である。

実施機関は、開示することにより今後の滞納整理業務の適正な執行や正確な事実

の把握に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第17条第7号イに定める不開示情報に該当すると主張する。当審査会において実施機関の職員から説明を受けたところ、不開示部分の一段落目及び二段落目は職権による換価の猶予に関する県としての判断基準及び考え方を示しており、三段落目は職権による換価の猶予についてどのような事務処理を行っているかを示しているものであり、このような情報を開示することは、滞納者をしてどのような場合に職権による換価の猶予を受けられるかを考える材料となり不当に換価の猶予を受けたり滞納処分を逃れようとする行動につながるおそれがあるとのことである。

しかしながら、当審査会が不開示部分2について見分したところ、一段落目は、職権の換価の猶予に関する条文の解釈適用の仕方について記載されているにすぎず、また、二段落目は事務処理の経過及び方法を、三段落目は県としての事務処理の運用が記載されているものと認められる。これらの内容はいずれも一般的なものであり、不開示部分2を開示しても滞納者をしてどのような場合に職権による換価の猶予を受けられるかを考える材料となり不当に換価の猶予を受けたり滞納処分を逃れようとする行動につながるおそれはないものといえ、租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず条例第17条第7号イには該当しない。

ウ 上記ア及びイの理由から、不開示部分1及び不開示部分2のいずれも不開示とした本件処分は、条例第17条第7号イの適用を誤った違法なものであることから取り消し、「別紙 請願事項に対する処理方針について」の別表に掲げる部分について全て開示すべきである。

(3) その他

審査請求人及び実施機関は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

大沢 光、田中 智美、寺 洋平

審査会の経過

年 月 日	内 容
令和 4 年 5 月 1 6 日	諮問（諮問第 1 7 6 号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和 4 年 6 月 2 0 日	審議
令和 4 年 7 月 2 5 日	実施機関からの意見聴取及び審議
令和 4 年 8 月 2 6 日	審議
令和 4 年 9 月 1 6 日	審議
令和 4 年 1 1 月 1 6 日	答申

別表

開示すべき部分		
別紙「請願事項 に対する処理方 針について」	1について	(1)、(2)、(3)、(4)欄の各本文
	2について	本文4行目1文字目から13行目の3文字目まで

※ 注意点 (文字の数え方)

- 1 「、」、「。」、「「」、「」」は、1文字と数える。
- 2 文字及び行のスペースは数えない。
- 3 行の文字数は、全て左から数える。